

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R3-7)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	水・大気環境局 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室		作成責任者名 (※記入は任意)		飯田博文(総務課長) 鈴木延昌(環境管理技術室長) 長坂雄一(大気環境課長) 山崎寿之(国際協力推進室長)		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。			目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画		政策評価実施予定時期		令和4年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り						環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り						環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の通り						自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4 我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6pH	—	—	—	—	—	—	—	—	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。
5 アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石棉が検出された地点数の割合(%)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	大気汚染防止法において、特定粉じん発生施設の敷地境界基準は10本/Lとされており、当該測定指標は、アスベストの飛散防止対策を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
6 全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	100	中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」(第七次答申)より、水銀の指針値は年平均値が0.04 μg Hg/m ³ 以下と設定されており、全国の大気中の水銀濃度が指針値を継続的に達成していることを図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として設定した。

測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
7	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	-	-	-	-	1	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。	
8	諸外国等の放射性物質に係る取組み状況等の情報の把握	-	-	-	-	1	我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。	
9	放射性物質に係る環境汚染の防止	-	-	-	-	1	諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握により、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止のための措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
(1) 大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/105.xlsx	0105	
(2) 大気環境監視測定網整備 推進費 (昭和46年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/106.xlsx	0106	
(3) 大気汚染防止規制等対策 推進費 (昭和47年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/107.xlsx	0107	
(4) 有害大気汚染物質等対策 推進費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/108.xlsx	0108	
(5) アスベスト飛散防止総合対 策費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	5	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/109.xlsx	0109	
(6) 在日米軍施設・区域周辺 環境保全対策費 (昭和53年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/110.xlsx	0110	
(7) コベネフィット・アプローチ 推進事業費 (平成22年度)	-	-	-	-	7	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/111.xlsx	0111	
(8) ICT等を活用した公害防止 管理のスマート化検討費 (「公害防止管理推進調査 対策検討費」を名称変更) (平成19年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/112.xlsx	0112	
(9) 微小粒子状物質(PM2.5) 等総合対策費 (平成20年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/113.xlsx	0113	
(10) 大気環境監視システム整 備経費 (昭和47年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/114.xlsx	0114	
(11) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	4	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/115.xlsx	0115	

(12)	自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	1,2,3	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/116.xlsx	0116
(13)	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	-	-	-	-	1,2,3	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/117.xlsx	0117
(14)	船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/118.xlsx	0118
(15)	自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度) 【関連R3-⑧】	-	-	-	-	1,2,3	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/119.xlsx	0119
(16)	自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	-	-	-	-	1,2,3	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/120.xlsx	0120
(17)	国際連合地域開発センター拠出金 (平成16年度)	25 (25)	25 (25)	-	-	-	-	-
(18)	EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費 (「国際連合地域開発センター拠出金」を統合) (令和2年度)	0	0	-	-	-	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/150.xlsx	0150
(19)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 (平成14年度)	-	-	-	-	6	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/121.xlsx	0121
(20)	環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連R3-⑨、関連R3-⑩】	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/122.xlsx	0122
(21)	水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	-	-	-	-	6	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/123.xlsx	0123
施策の予算額・執行額		2,294 (2,207)	2,301 (2,196)	2,451 (2,293)	2,287	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)	

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(O_x) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	目標年	目標値
①ア	99.7	99.6	99.9	100	99.8	99.9	99.8	-	100
イ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ウ	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8	100	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	0.3	0	0	0.1	0	0.1	0.2	-	100
カ	99.8	100	100	99.8	100	100	100	-	100
キ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ク	100	100	100	100	100	100	100	-	100
ケ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
コ	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	-	100
②ア	99	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	100	-	100
イ	94.7	100	99.7	100	100	100	100	-	100
ウ	0	3.6	0	0	0	0	0	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
カ	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	-	100
③ア	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	-	100
イ	92.3	100	99.5	100	100	100	100	-	100

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-8)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	長坂雄一(大気生活環境室長) 鈴木延昌(環境管理技術室長) 飯田博文(自動車環境対策課長)				
	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全								政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な大気生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期	令和4年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	100	100	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2 自動車騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)/ (評価対象:千戸)	-	-	100	-	89.4	89.0	/	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	81.4	81.5	/	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	56.7	58.7	/	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	3,399	3,179	/	/	/	/	/	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	12,573	12,020	/	/	/	/	/	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
7 熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	3,000	2,900	4,800	/	/	/	/	熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
8 暑さ指数(WBGT)の認知度(Webアンケートベース)(%)	-	-	-	-	53.1%	43.9%	46.5%	/	/	/	/	暑さ指数(WBGT)は熱中症の救急搬送人員数と高い相関が示されており、その認知度は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。熱中症警戒アラートが全国運用になることに伴い、同アラートの発表基準である暑さ指数(WBGT)認知度への影響が見込まれることや、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することから令和3年度より測定指標として選定した。
9 暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	24	H29年度	27	R3年度	24	27	27	27	/	/	/	主要競技会場周辺等での測定結果は、人の健康の保護と生活環境の保全に活用される。測定結果をどれだけ機関に提供するかで、どれだけ測定結果が活用されるかわかるため、測定指標として選定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円) R3年度	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	H30年度	R元年度	R2年度				
騒音・振動・悪臭等公害防 (1) 止強化対策費 (昭和63年度)	43 (43)	44 (42)	47 (41)	44	1,5,6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信。 鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知。 地方公共団体等がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、「悪臭物質測定マニュアル」の更新すべき事項の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集。 <p><達成手段の目標(令和3年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 鉄道騒音について、評価手法の見直しに向けて、調査、検討を行う。 低周波音に関する知識・測定評価方法について、地方公共団体職員等を対象とした説明会を実施する。 近年対応に苦慮している飲食店の悪臭苦情について、最新の情報を飲食店・食品店の事業者等へ情報提供し、悪臭防止に係る技術・ノウハウの普及により悪臭苦情件数の低減に寄与する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 騒音の評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。 事例集の作成や測定方法・算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術・ノウハウが普及され、悪臭の程度(濃度・指数)の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。 	0124
クールシティ推進事業 (2) (平成18年度)	38 (38)	57 (57)	57 (58)	50	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市における暑熱対策について実施方法の明確化、普及啓発。 インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供。 暑さ指数(WBGT)の認知度向上及び行動変容に繋がる情報発信のあり方の検討。 <p><達成手段の目標(令和3年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 暑熱対策を導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等をまとめたものを用いて、暑熱対策の普及啓発をする。 全国840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。また、気象庁と連携し、熱中症警戒アラートを運用することで、熱中症の危険性が極めて高い場合に、国民に「気づき」を与え、熱中症予防行動を促す。 暑さ指数(WBGT)の認知度を測定指標とし、情報発信方法の見直し、報道との連携等によりさらなる認知度の向上を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイトでの情報提供により、気候変動やヒートアイランド現象による熱中症の増加等、人の健康への影響等を軽減する暑熱対策(適応策)の普及に寄与する。 	0125
交通騒音振動対策調査検 (3) 討費 (平成13年度)	44 (42)	43 (42)	43 (37)	44	2,3,4	<p>行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/126.xlsx</p>	0126
自動車排出ガス・騒音規制 強化等の推進 (平成12年度) 【関連R3-⑧】	-	-	-	-	1,2,3	<p>行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/119.xlsx</p>	0119
オリンピック・パラリンピック (5) 暑熱環境測定事業 (平成29年度)	30 (30)	37 (38)	39 (38)	39	8	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 2020東京オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等における暑熱環境の調査、大会開催期間の熱中症予防情報提供手法の検討 <p><達成手段の目標(令和3年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 選定した主要競技会場周辺等において、暑熱環境の調査及び、大会開催期間の熱中症予防情報提供を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果をオリパラ大会の関係各機関において活用することによって、熱中症予防を促進し、人の健康の保護と環境の保全に寄与する。 	0127
施策の予算額・執行額	154 (149)	182 (178)	186 (176)	170	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)</p>	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R3—9)

<p>施策名</p>	<p>目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)</p>				<p>担当部局名</p>		<p>水・大気環境局 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室 海洋プラスチック汚染対策室 環境管理技術室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井誠二(水環境課長) 行木美弥(閉鎖性海域対策室長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長) 中島慶次(海洋プラスチック汚染対策室) 鈴木延昌(環境管理技術室長)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>		<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画 琵琶湖の保全及び再生に関する法律</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和4年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>3 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。</p>	
<p>4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p>	-	-	-	-	<p>別紙の通り</p>						<p>閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。</p>		
<p>5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。</p>	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。</p>	

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0				赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。				
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—				水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。				
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	—				放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したものの。				
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—				海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号			
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
(1)	水質環境基準検討費 (平成22年度)	-	-	-	-	1,2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/128.xlsx	0128		
(2)	排水対策推進費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	1,2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/129.xlsx	0129		
(3)	水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	1,2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/130.xlsx	0130		
(4)	総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	126 (119)	129 (124)	129 (129)	106	4	<達成手段の概要> ・発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 <達成手段の目標(令和3年度)> ・東京湾、伊勢湾等における汚濁負荷量の削減 ・閉鎖性海域における水環境改善のための総合的な実態調査及びデータ分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。	0131		
(5)	有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	131 (129)	134 (130)	134 (124)	134	4	<達成手段の概要> ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 <達成手段の目標(令和3年度)> ・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・環境特性の把握、課題の解明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。	0132		
(6)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	109 (96)	118 (115)	130 (125)	154	4	<達成手段の概要> ・栄養塩類の管理及び藻場・干潟の保全・再生・創出に向けた調査・検討 <達成手段の目標(令和3年度)> ・水環境の変化状況や浮遊・遊泳生物等、底生生物及び底質に係る状況の把握 ・改正瀬戸内海環境保全特別措置法施行に向けた政省令等の策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水環境の変化状況等を評価し、栄養塩類の管理及び藻場・干潟の保全再生創出等の具体的な方策の検討を行うとともに、地域に向けた取組の促進や瀬戸内海の水環境の保全と地域資源の保護・活用の両立等に向けた取組の推進を行うことで生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。	0133		
(7)	湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	-	-	-	-	2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/134.xlsx	0134		

(8)	地下水・地盤環境対策費 (平成30年度)	-	-	-	-	3	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/135.xlsx	0135
(9)	国際的水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)	-	-	-	-	7	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/136.xlsx	0136
(10)	海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)	-	-	-	-	7	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/137.xlsx	0137
(11)	海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	-	-	-	-	6	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/138.xlsx	0138
(12)	ロンドン議定書実施のための不発 弾陸上処理事業 (平成19年度)	-	-	-	-	6	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/139.xlsx	0139
(13)	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方 策総合検討事業(平成19年度)	-	-	-	-	9	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/140.xlsx	0140
(14)	我が国の優れた水処理技術の海 外展開支援 (平成25年度組替)	-	-	-	-	7	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/141.xlsx	0141
(15)	国連大学拠出金(アジア水環境分 野におけるSDGs達成施策モデル 構築事業)(低炭素型水環境改善 システム研究事業を名称変更) (平成26年度)	-	-	-	-	7	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/142.xlsx	0142
(16)	放射性物質による水質汚濁状況の 常時監視 (平成26年度)	-	-	-	-	8	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/143.xlsx	0143
(17)	健全な水循環に係る総合対策推進 費 (平成27年度)	-	-	-	-	1,2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/144.xlsx	0144
(18)	琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)	-	-	-	-	2	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/145.xlsx	0145
(19)	二国間水環境改善活動推進費 (令和元年度)	-	25 (22)	25 (21)	-	-	令和2年度事業終了	-
(20)	環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連R3-⑨、関連R3-⑩】	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/122.xlsx	0122
(21)	海洋プラスチックごみ総合対策費 (令和2年度)	-	-	-	-	9	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/151.xlsx	0147
施策の予算額・執行額		5,453 (5,242)	5,558 (4,576)	6,209 (5,669)	6,097	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)		

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率%(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	/	/	/	/	
大阪湾における水質環境基準の達成率%(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		66.7 100	66.7 100	66.7 100	/	/	/	/	
東京湾における水質環境基準の達成率%(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	/	/	/	/	
伊勢湾における水質環境基準の達成率%(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	/	/	/	/	
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-		71/38/13	82/33/13	58/32/10	/	/	/	/	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全			担当部局名	水・大気環境局 土壤環境課 環境管理技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(土壤環境課長) 鈴木延昌(環境管理技術室長)
施策の概要	○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。			政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全		
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。		目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和4年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	100	-	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。				
2 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100	-	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)		当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度				R3年度
(1) 土壤汚染対策費 (平成28年度)	314 (286)	315 (283)	298 (283)	304	1.2	0147	
<p><達成手段の概要></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壤汚染対策の基礎データ収集を実施する。 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。 ・土壤汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を推進する。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。 <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全についての観点から、土壤汚染の生活環境や生態系への影響に関する事例の収集、評価手法に関する検討を行う。 <p><達成手段の目標(令和3年度)></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送・回収し、調査結果の解析を実施することで、土壤汚染対策法の施行状況等を把握する。 ・技術管理者試験を実施し、土壤汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。 ・土壤汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。 <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系への影響を把握するための評価手法、評価に係る課題について情報の収集・整理を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>①市街地土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の施行状況、土壤汚染対策の実態を把握するとともに、土壤汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を行うことで、要措置区域における措置の確実な実施を推進し、土壤環境の保全に寄与する。 <p>②ダイオキシン類土壤汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壤汚染対策に寄与する。 							

(2) 環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連R3-⑨、関連R3-⑩】	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL:http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/122.xlsx	0122
施策の予算額・執行額	314 (286)	315 (283)	298 (283)	304	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-11)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	水・大気環境局 総務課 農薬環境管理室		作成責任者名 (※記入は任意)	飯田博文(総務課長) 伊澤航(農薬環境管理 室長)			
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。				目標設定の 考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境 基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の 削減計画(平成24年8月) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和4年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1 ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	-	176	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量: 176g-TEQ/年))
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 ダイオキシン類に係る環 境基準達成率(%)	100%		-		ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
3 水域の生活環境動植物の 被害防止に係る登録基準 の設定及び設定不要と評 価した農薬数(累計)	-	-	597	R3年度	539	569	594	597	-	-	-	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
(1) ダイオキシン類総合対策 費 (平成12年度)	43 (42)	44 (43)	23 (25)	23	1,2	<p><達成手段の概要></p> <p>①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ</p> <p>②臭素系ダイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施</p> <p><達成手段の目標(令和3年度)></p> <p>①ダイオキシンの排出実態等の正確な把握</p> <p>②国内外における最新の知見の情報収集</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。</p> <p>②臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。</p>	0149
(2) 農薬登録基準等設定費 (平成17年度)	104 (106)	118 (106)	121 (79)	143	3	<p><達成手段の概要></p> <p>・農薬登録基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成</p> <p><達成手段の目標></p> <p>・農薬登録基準値設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:586</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>・農薬登録基準は、農薬の毒性評価結果に基づき設定するものであり、毒性文献データを広く収集し最新の知見に基づくことが重要である。</p>	0148
施策の予算額・執行額	147 (148)	162 (149)	145 (105)	166	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(水環境課長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長) 太田志津子(環境安全課長)
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画	政策評価実施予定時期	令和4年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	55回	-	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。					
2 地下水放射性物質物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	4回	-	福島県及び周辺都県の地下水の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。					
3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	1回	-	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
(1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	-	-	-	-	1	行政事業レビューURL: https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r03/rs2021pdf/20014900_fukkochou.pdf	0149	
(2) 地下水の放射性物質物質モニタリング調査(平成23年度)	-	-	-	-	2	行政事業レビューURL: https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r03/rs2021pdf/20014900_fukkochou.pdf	0149	
(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	-	-	-	-	3	行政事業レビューURL: https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r03/rs2021pdf/20014900_fukkochou.pdf	0149	
施策の予算額・執行額	537 (427)	509 (440)	492 (399)	492	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)			